

<国会議員関係政治団体・資金管理団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 6 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称

にっぽんいしんのかいしゅうぎいんながさきけんだいいちせんきょくしぶ
日本維新の会衆議院長崎県第1選挙区支部

チェックもれ注意

2 主たる事務所の所在地

長崎県長崎市元船町7番3号松永ビル2階

政治団体の区分

- 政 党 の 支 部 部
- そ の 他 の 政 治 団 体

3 代表者の氏名

山田 博司

チェックもれ注意

4 会計責任者の氏名

山田 博司

活動区域の区分

- 2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等
- 同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内

事務担当者

氏名 山田 真美
 電話 095-895-8752
 氏名 _____
 電話 _____

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公 職 の 種 類 _____
 資 金 管 理 団 体 の _____
 届 出 を し た 者 の 氏 名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 山田 博司
 公 職 の 種 類 衆議院議員(候補者)



資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
 年 月 日まで

(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収 入 総 額	9,003,459	円
(前年からの繰越額)	19,954	
(本年の収入額)	8,983,505	
支 出 総 額	9,003,459	
翌年への繰越額	0	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,483,505	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,483,505	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,483,505	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
松尾 千津子	500,000	R6. 3. 20	長崎市銀屋町3-6-701	会社役員	
山田 博司	1,000,000	R6. 6. 20	長崎市銀屋町3-5-401	会社役員	
山田 博司	1,000,000	R6. 8. 20	長崎市銀屋町3-5-401	会社役員	
池田 信雄	300,000	R6. 10. 15	東京都中央区日本橋小舟町6-6	会社役員	
山田 博司	673,505	R6. 11. 20	長崎市銀屋町3-5-401	会社役員	
この頁の小計	3,473,505				
その他の寄附	10,000				
合計	3,483,505				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。
 (注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費	円	
(1) 人件費	4,140,469	
(2) 光熱水費	106,007	
(3) 備品・消耗品費	507,446	
(4) 事務所費	1,492,431	
小計	6,246,353	記入もれ注意
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費	1,835,320	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	921,786	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費	242,716	
イ 宣伝事業費	679,070	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	2,757,106	記入もれ注意
合計	9,003,459	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input checked="" type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	106,007				
合計	106,007				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

6

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input checked="" type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ガソリン代	33,912	R6. 1. 31	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	17,140	R6. 2. 29	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	28,181	R6. 3. 29	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	35,542	R6. 4. 30	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	26,781	R6. 5. 31	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	45,263	R6. 6. 28	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	38,755	R6. 7. 31	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	70,004	R6. 8. 30	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	53,491	R6. 9. 30	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	46,234	R6. 10. 31	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	62,074	R6. 11. 29	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
ガソリン代	31,290	R6. 12. 27	南国殖産(株)	鹿児島県鹿児島市中央町18番地1	
この頁の小計	488,667		(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。		
その他の支出	18,779				
合計	507,446				

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所賃料	80,000	R6. 1. 31	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 2. 29	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 3. 29	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 4. 30	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 5. 31	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 6. 28	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 7. 31	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 8. 30	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 9. 30	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 10. 31	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 11. 29	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
事務所賃料	80,000	R6. 12. 27	松永 洋次	長崎県長崎市元船町7-3	
駐車場代	20,000	R6. 1. 31	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 2. 29	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 3. 29	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
この頁の小計	1,020,000		(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。		
その他の支出	0		(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。		
合計					

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
駐車場代	20,000	R6. 4. 30	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 5. 31	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 6. 28	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 7. 31	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 8. 30	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 9. 30	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 10. 31	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
駐車場代	20,000	R6. 11. 29	毎熊 紀生	長崎県長崎市元船町8-4	
コピー機リース	19,910	R6. 1. 4	リコーリース(株)	東京都千代田区紀尾井町4-1	
コピー機リース	19,910	R6. 2. 5	リコーリース(株)	東京都千代田区紀尾井町4-1	
コピー機リース	19,910	R6. 3. 4	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
コピー機リース	19,910	R6. 4. 4	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
コピー機リース	19,910	R6. 5. 7	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
コピー機リース	19,910	R6. 6. 4	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
コピー機リース	19,910	R7. 7. 4	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
この頁の小計	299,370		(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。		
その他の支出			(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。		
合計					

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー機リース	19,910 ^円	R6. 8. 5	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
コピー機リース	19,910	R6. 9. 4	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
コピー機リース	19,910	R6. 10. 4	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
コピー機リース	19,910	R6. 11. 5	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
コピー機リース	19,910	R6. 12. 4	リコーリース(株)	東京都港区東新橋1丁目5番2号	
この頁の小計	99,550				
その他の支出	73,511				
合計	1,492,431				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

10

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	選挙関係費 (選挙対策費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
郵送料	円 1,831,580	R6.10.17	日本郵便株	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	1,831,580				
その他の支出	3,740				
合計	1,835,320				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

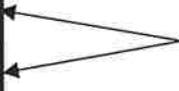
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (荷作発送費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	242,716				
合計	242,716				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。



(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行その他の事業費 (宣伝費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷費	円 133,014	R6. 2. 13	(株)グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
印刷費	137,815	R6. 4. 17	(株)グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
印刷費	137,767	R6. 6. 3	(株)グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
印刷費	174,699	R6. 8. 30	(株)読売西部アイエス	長崎県長崎市本河内3丁目21-43	
印刷費	52,622	R6. 2. 22	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F	
印刷費	43,098	R6. 6. 18	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F	
この頁の小計	679,015				
その他の支出	55				
合計	679,070				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 12 日

記入もれ注意

政治団体の名称 日本維新の会衆議院長崎県第1選挙区支部

会計責任者の氏名 山田 博司



（代表者の氏名） 山田 博司



（備考）

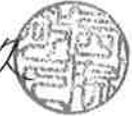
代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及

政治資金監査報告書

令和7年2月10日

日本維新の会衆議院長崎県第1選挙区支部
代表 山田 博司 殿

登録政治資金監査人 西脇敬久 
登録番号 第 6047 号
研修修了年月日 令和5年9月1日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院長崎県第1選挙区支部の令和6年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院長崎県第1選挙区支部が解散しているため、長崎県長崎市元船町7番3号松永ビル1階に構える日本維新の会長崎県総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院長崎県第1選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会衆議院長崎県第1選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上